

第1部 - 第1 国際化の推進

基本的な考え方

既存の問題解決方法では対処できないテロや、地球的な気候変動による自然災害の高まり、物資・情報がグローバルに駆け巡る状況の中で、世界のさまざまな国々との関わりを抜きに、私たちの生活を考えることはできません。

市内の外国人登録者数は平成19年10月1日現在3,176人、市の総人口の1.7%を占め、国籍は70か国を超えています。こうした状況のもと、外国籍市民等(注1)にとって、三鷹市が暮らしやすく、さまざまな国の文化を尊重する、世界に開かれたまちになることが求められています。市民と行政が一体になって、協働の視点に立ち、地域からの国際化に取り組むことが重要な課題です。

市では、(財)三鷹国際交流協会(MISHOP)と協力し、市民が主体となった国際交流を進め、外国籍市民等との文化交流や国際理解事業を中心に取り組みを進めてきました。特に「国際交流フェスティバル」は、3万人を超える参加を得るなど、草の根の国際交流を進める上で大きな成果をあげています。

また、外国籍市民等が抱える日常生活上の諸課題を協議し、その解決のための方策を提言することを目的とした「みたか国際化円卓会議」は、平成11年の設置以来、市の国際化施策に関してさまざまな提言を行ってきました。市は、提言を真摯に受け止め、市と(財)三鷹国際交流協会(MISHOP)との防災パートナーシップ協定の締結(平成16年)や通訳・翻訳ボランティアサービス制度の発足(平成16年)、外国籍市民お助けカードの発行(平成18年)など、提言内容の実現を図りました。

今後は、多様な言語・文化的背景を持つ外国籍市民等と日本人が、ともに安全で安心して暮らせるよう、地域に根ざした国際化施策に重点を置き、市、(財)三鷹国際交流協会(MISHOP)、市民、NPO団体、事業者など、あらゆる人や団体との協働により取り組みを進めることが必要です。

外国籍市民等が日常生活で支障をきたさないよう情報提供施策の充実を図るとともに、多文化共生教育や語学教育など教育の国際化対応施策の拡充や災害時・緊急時の対応策の強化を進めます。また、「積極的平和」の視点に立ち、環境問題、貧困、飢餓、紛争などの解決に対し理解を示し取り組む地球市民意識の醸成に努めます。

(注1)「外国籍市民等」:この計画における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりづらい市民をも広く含めた表現です。

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
英語版ホームページのアクセス件数		5,694件	9,556件	12,000件

平成13年11月に英語版ホームページ(内容固定)を開設しました。平成15年9月には、この固定ページを更新するとともに、新着情報として毎月発行の英語広報紙 Mitaka City News の内容掲載を開始しました。今後もさらに内容の充実を図り、生活に役立つ情報を提供して外国籍市民等の三鷹での生活を支援していきます。

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
通訳・翻訳ボランティア登録者数		60人	114人	150人

市内に在住・在学の外国籍市民等で、日本語の理解に支障がある場合、ボランティアが通訳・翻訳サービスを提供し、円滑な社会生活が送れるように支援することで、地域からの国際化を推進しています。そのボランティア登録者数です。今後、サポートネットワークづくりを検討する際にも、多くの登録者の協力が期待されます。

施策・主な事業の体系

1 外国籍市民等相談事業の充実

(1) 外国籍市民等相談事業の充実	「外国人相談事業」の充実 関係機関・関係団体との連携
-------------------	-------------------------------

2 地球市民意識の醸成

(1) 地球市民意識の醸成	地球市民意識の醸成
	市民海外インターンシップ制度の実施 (「第1部 - 第2 平和・人権施策の推進」参照)
	国際理解推進事業の拡充
(2) 国際化に対応する教育の推進	多文化理解教育(国際理解教育を含む。)の実施 語学教育の充実
(3) 平和教育・平和事業の充実	平和教育・平和事業の充実 (「第1部 - 第2 平和・人権施策の推進」参照)

3 国際交流活動の推進

(1) 国際交流活動の推進	市民主体の国際交流事業の拡充
	地域における多文化共生活動のための活動の支援(住民協議会)
	留学生に対する支援
(2) 国際交流基金の活用	中学生海外派遣事業の実施
(3) 市内企業への国際化支援	情報化・国際化等の支援 (「第2部 - 第3 都市型産業の育成」参照)

4 国際的なネットワークの形成

(1) 国際的なネットワークの形成	海外自治体等と連携したネットワークの検討
-------------------	----------------------

5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進

(1) 情報提供施策の充実	多言語による情報提供施策の充実
	英語版等のホームページの充実
	外国人登録窓口等窓口サービスでの情報提供の充実
(2) サポートネットワークづくり	外国籍市民・児童・生徒等への支援
	帰国児童・生徒への支援の拡充
	通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充
(3) 災害時・緊急時の対応の強化	防災情報の提供
	災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化
	防災ボランティアの組織化
	災害時・緊急時対応のための広域的な連携

6 国際化に対応する市政の展開

(1) まちづくりへの参加の促進	みたか国際化円卓会議の充実
	外国籍市民等の地域活動参加への支援
(2) 推進体制の整備	(財)三鷹国際交流協会との連携強化
	職員研修等の充実
	庁内推進会議の充実及び関係機関等との連携強化
(3) 外国籍市民等の人権の尊重	在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援
	外国籍市民等の人権確保に関連する法制度の改善要請

主要事業（ で示しています）

- 5 - (1) - 多言語による情報提供施策の充実
- 5 - (1) - 英語版等のホームページの充実
- 5 - (1) - 外国人登録窓口等窓口サービスでの情報提供の充実

言葉が障壁となる外国籍市民等にとって、地域で生活していくためには、情報は非常に重要です。外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、まず外国籍市民等に保障されている権利、行政サービス、防災情報、医療情報などが確実に提供されるよう、使用言語、提供内容、提供方法等について検討し、充実を図ります。具体的な方策として、「外国籍市民お助けカード」の活用、市からの通知文の多言語化、英語版等のホームページの充実を図ります。また、外国語版生活ガイドを定期的に発行するとともに、英語版広報紙(Mitaka City News)の紙面充実に努めます。

(市・都・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
外国語版生活ガイドの発行	更新・発行	更新・発行		発更 行新		
英語版等のホームページの充実	更新	更新	拡 充			▶

- 5 - (2) - 外国籍市民・児童・生徒等への支援
- 5 - (2) - 帰国児童・生徒への支援の拡充
- 5 - (2) - 通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充

外国籍市民・児童・生徒などが日常生活や学校生活で支障をきたさないよう支援策を強化する必要があります。上記の情報提供施策に加え、学校生活や入学・就学に関する情報提供施策の充実を図ります。また、(財)三鷹国際交流協会と協力し、通訳・翻訳ボランティアの養成に努めながら、ボランティアネットワーク制度の拡充を図ります。

(市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充	実施	実施・拡充	拡 充			▶

- 5 - (3) - 防災情報の提供
- 5 - (3) - 災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化
- 5 - (3) - 防災ボランティアの組織化
- 5 - (3) - 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

市では平成16年1月に(財)三鷹国際交流協会(略称:MISHOP)と防災パートナーシップ協定(注2)を締結しました。今後、この協定に基づき、外国籍市民等の災害に対する予防策と安全確保のための体制づくりを進めるとともに、防災情報の発信と防災行動力向上への取り組みを進めていきます。

また、東京都(防災(語学)ボランティア)など他機関・団体との広域的な連携についても検討します。(注2)「防災パートナーシップ協定」では、災害発生時にMISHOPを災害時外国人支援センター(対策本部)と位置づけ、情報収集・提供、通訳等ボランティアの確保(コーディネート)、安否確認、生活相談を4つの柱として、外国籍市民等を支援します。

(市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
防災ボランティアの組織化	組織化	パートナーシップ協定締結、実施	実施			▶

6 - (1) - みたか国際化円卓会議の充実

外国籍市民、外国人相談窓口相談員、住民協議会代表、(財)三鷹国際交流協会代表等で構成されるみたか国際化円卓会議では、地域からの国際化に向けたさまざまな問題について話し合い、市に施策へつながる具体的な提案をしていきます。これを受けて市でも、身近で生活に根差した国際化施策を推進していきます。(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
みたか国際化円卓会議の充実	充実	実施・継続	充実			▶

新規・拡充事業（ で示しています）

1 - (1) - 「外国人相談事業」の充実

1 - (1) - 関係機関・関係団体との連携

市では、平成9年から独自の「外国人相談事業」を開始しましたが、各言語とも月1回と限られていることもあり、相談実績は少ないのが実情です。こうしたことから、事業の一層の周知に努めるとともに、より効果的・効率的な相談事業を実施するため、他機関の相談事業との連携など、広域的な事業連携の検討を進めます。(市・都・関係機関・関係団体)

2 - (1) - 地球市民意識の醸成

国際化の急速な進展を踏まえ、人権意識の高揚を図りながら、市民の国際感覚の醸成、特に同じ地球に住む一人の人間としての自覚を養い、地球的視野をもって交流が進められるよう(財)三鷹国際交流協会等との連携を図りながら、各種講座等を充実させていきます。(市・関係団体・NPO等)

2 - (2) - 多文化理解教育(国際理解教育を含む。)の実施

児童・生徒に自国の文化と外国の文化双方を理解させるとともに、外国籍児童・生徒の背景にある文化を学び合う視点も取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るため、学校教育における多文化理解教育を拡充します。(市・関係団体・NPO等)

4 - (1) - 海外自治体等と連携したネットワークの検討

平成17年に世界レポート連合(WTA)の内部組織(ICF)から情報先進都市としてインテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー2005を受賞したことを契機に、海外関連自治体等との交流が課題になっていることから、取り組みの方向性及び交流のあり方について検討を進めます。また、引き続き国内外のNGO・NPO、自治体と連携した国際協力・支援の検討を進めます。

(市・関係団体・NPO等)

6 - (3) - 在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援

外国籍市民等の人権尊重の視点から具体性を持った施策展開を図るため、「在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金事業」については、実施後も引き続き事業の充実に努めます。(市)